

別紙

収納業務委託業務処理要領（案）

公共下水道使用料金収納業務の処理については、委託契約書の定めによるほか、この収納業務委託業務処理要領の定めによる。

1 基本事項

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、使用料収納事務（以下「収納事務」という。）の委託にあたっては、関係法令、及び委託者の指示にしたがって誠実に履行するものとする。

2 業務内容

収納事務は、次の各号により行うものとする。

- (1) 受託者は、使用料納付義務者が納入する使用料を使用料納付義務者の金融機関等預金口座（以下「口座」という。）から自動振替により収納するものとし、振替日は毎月27日（金融機関等が休業日の場合は、翌営業日。）とする。
- (2) 委託者は、使用料納付義務者から別紙「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（以下「依頼書」という。）を受領し記載事項を確認のうえ引き渡すものとする。ただし、依頼書の内容に不備がある場合は、受託者は委託者に依頼書を返戻するものとする。この場合、委託者は不備を補完した後受託者に再提出する。
- (3) 委託者は、受託者の収納事務に必要な口座振替に関するデータ（以下「データ」という。）を、受託者の所定の方法により振替日の8営業日前までに伝送する。
- (4) 受託者は、第1号により収納した収納件数及び金額を、毎月遅滞なく委託者に振替データ伝送により報告する。
- (5) 令和6年4月に伝送するデータに関する振替日は、第1号の規定によらず、契約締結後に別途定め、受託者に通知する日とする。

3 その他

- (1) 第2項第2号で定める別紙依頼書は、例示であり、受託者の用いる様式が上記要件を具備している場合は、受託者が用いる様式を用いて差し支えない。
- (2) 第2項第3号に定めるデータは、全国銀行協会フォーマットによる。
- (3) 委託者が全国銀行協会フォーマットのデータを作成するためのシステムを用意すること。

4 令和6年度業務処理予定件数

6, 467件

別紙

年 月 日

預金口座振替依頼書

自動払込利用申込書

取扱金融機関 御中

私は、下記の収納代行業者から請求された金額を私名義の下記口座から預金口座振替によって支払うこととしましたので、委託業者の定める預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納代行会社名	
---------	--

フリガナ			
口座名義人			
金融機関届出印		捨印	

ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合

金融機関コード		支店コード		
金融機関名		銀行		支店
預金種目				
口座番号				
フリガナ				
口座名義人				

ゆうちょ銀行の場合

金融機関コード	9900	通帳記号	
種目			
通帳番号			

振替日	27日（金融機関休業日は翌営業日）
-----	-------------------

委託企業使用欄

委託者番号	
委託者名	
代金等の種類	
契約者	(住所)
	(フリガナ)
	(氏名)